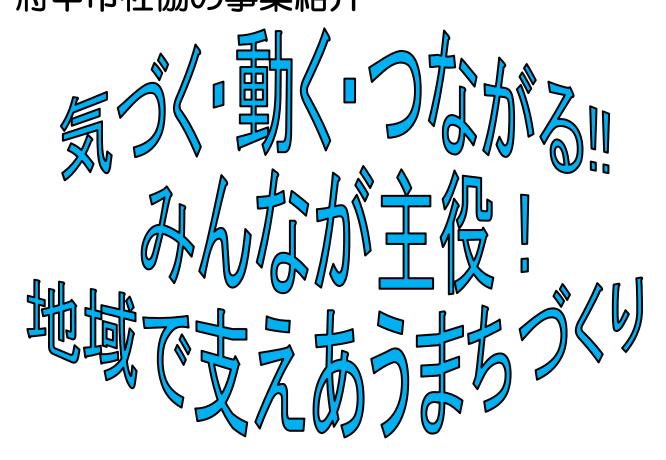
令和6年度版 府中市社協の事業紹介





社会福祉法人 府中市社会福祉協議会



はじめに

この冊子は、府中市社会福祉協議会(以下「当協議会」という)の事業内容を市民の皆さまにお知らせするために作成しました。ぜひ、ご一読いただきご活用いただければ幸いです。 各事業には、担当係名と直通電話番号を記載しています。さらに詳しくお知りになりたい場合は担当係へお問合せいただくか、広報紙、ホームページもご利用ください。

広報紙

『ふちゅうの福祉』

当協議会の広報紙として年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)1日に発行し、 新聞折込みでお届けしています。また府中市役所「おもや」1階 地域福祉推進課や各文化 センターなどの窓口に置いてあります。

DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF

<u>『まちづくりニュース』</u>

地域活動の紹介やボランティア募集の情報紙として年6回(4月、6月、8月、10月、12月、2月)15日に発行しているほか、録音したものと点字にしたものも用意しています。また府中市役所「おもや」1階 地域福祉推進課や各文化センターなどの窓口に置いてあります。



『Connect ふちゅう』

地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターが発信する地域活動を紹介する 情報紙として年3回発行し、新聞折込み等でお届けしています。また府中市役所「おもや」 1階 地域福祉推進課や各文化センターなどの窓口に置いてあります。

『ともだち』

府中市立心身障害者福祉センター「きずな」の情報紙として年3回発行しています。 また府中市役所「おもや」1階障害者福祉課や各文化センターなどの窓口に置いてあります。

『よんで²み~な』

地域生活支援センターみ~なの情報紙として毎月発行しています。また府中市役所「おもや」1階 障害者福祉課や各文化センターなどの窓口に置いてあります。

『おしたてだより』

年4回(春号、夏号、秋号、冬号)発行しています。

ホームページ

府中市社会福祉協議会 心身障害者福祉センター「きずな」



http://www.fsyakyo.or.jp
http://www.f-sinsyo.jp

目 次

ı	府中巾在芸儀征協議芸谷施設のこ条内	1
2	社会福祉協議会の概要	3
	■ 基本理念(当協議会がすすめるまちづくりについて)	4
	■ 地域福祉活動計画とは	4
	■ 計画の重点目標	4
•	■ 計画の取組目標	5
•	■ 会員加入	6
•	■ 財政支援のための寄付	6
3	組織及び各係の主な業務内容	7
•	■ 総務課	7
	■ 地域活動推進課	7
•	■ 権利擁護課	8
•	■ 府中市立心身障害者福祉センター「きずな」	9
•	■ 府中市子ども発達支援センターはばたき 児童発達支援部門	9
4	各種相談	10
	■ ボランティア相談	10
	■ 地域福祉コーディネーターによる相談(個別支援と地域支援)	10
	■ 生活支援コーディネーターによる相談(地域支援)	12
	■ 住宅セーフティネット住まい相談	12
	■ 在宅福祉助け合い事業など	13
	■ 資金貸付など	15
•	■ 権利擁護など	15
•	■ 高齢者福祉に関する総合相談	17
•	■ 居宅介護支援事業などに関する総合相談	18
•	■ 障害者福祉に関する総合相談	20
•	■ 子どもの発達支援に関する相談、療育支援など	21
5	高齢者への支援	22
	■ 住宅セーフティネット住まい相談事業	22
	■ 居住保証事業	22
	■ ハンディキャブ貸出事業・福祉有償運送事業	23
	■ 権利擁護など	24
	■ 在宅福祉助け合い事業など	24
•	■ 高齢者福祉に関する総合相談	24
ı	■ 居宅介護支援事業などに関する総合相談	24
6	障害者(児)への支援	24
	■ 障害者就労支援	24
	■ 住宅セーフティネット住まい相談事業	25
	■ 居住保証事業	25

•	ハンディキャブ貸出事業・福祉有償運送事業	25
•	在宅福祉助け合い事業など	25
•	権利擁護など	25
•	障害福祉サービス事業	25
•	障害者福祉に関する総合相談	25
-	地域生活支援事業	25
-	生活介護事業	26
7	子どもへの支援	26
-	発達支援など	26
•	在宅福祉助け合い事業など	26
8	福祉のまちづくりへの支援	26
	わがまち支えあい協議会の推進	26
•	ふれあいいきいきサロン活動の支援	26
9	ボランティア活動の推進	27
-	ボランティア相談	27
10	関係機関・団体等への支援	28
-	地域福祉活動助成金交付事業	28
•	地域包括支援センター推進事業	28
1 1	福祉人材育成事業	29
-	養成研修など	29
1 2	貸出	29
•	府中市立ふれあい会館会議室の貸出	29
-	テントの貸出	30
•	ハンディキャブ貸出事業	30
•	車いすの貸出	31
-	府中市立心身障害者福祉センター「きずな」での貸出	31
1 3	資金貸付など	31
-	生活福祉資金貸付事業	31
-	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	32
•	応急小口資金貸付事業	33
1 4	- 募金への協力	33
-	赤い羽根共同募金	33
-	歳末たすけあい運動	33
1 5	行事	34
-	福祉まつり(あったか府中ささえあいまつり)	34
-	福祉センターまつり	34
16	財政支援等	34
-	財政支援のための寄付	34
-	ふれあい募金	34
-	有料広告の掲載	35
17	 苦情申出窓口	35

•	「苦情申出窓口」の設置	35
18	個人情報の保護に関する方針	37
19	情報公開	38
2 0	組織図	39

1 府中市社会福祉協議会各施設のご案内

【府中市立ふれあい会館】

〒183-0055 府中市府中町1-30 府中市立ふれあい会館2階

まちづくり推進係 ②042-364-5382

(地域福祉/生活支援コーディネーター) ② 0 4 2 − 3 3 4 − 3 0 4 0 図 fuwari@fsyakyo.or.jp

(在宅福祉助け合い事業など) ® 0 4 2 − 3 3 4 − 3 0 4 0 ⊠uketsuke@fsyakyo. or. jp

(生活福祉資金担当) ☎042-360-9996 ⊠mail@fsyakyo.or.jp

府中ボランティアセンター ②042-364-0088 ⊠ go. go. vc@fsyakyo. or. jp

府中ケアサポートセンター 雹 0 4 2 − 3 6 3 − 1 7 6 1 ⊠ simizu−sc@fsyakyo. or. jp

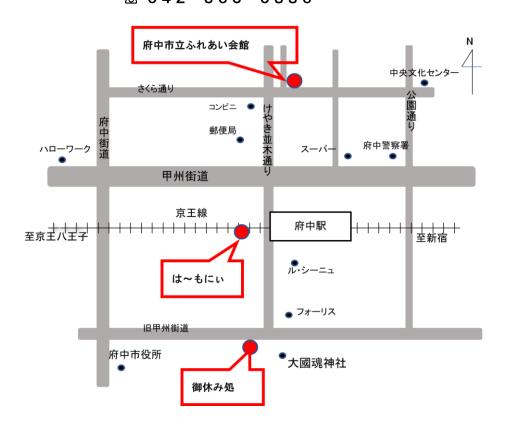
権利擁護係 ②042-336-7055

【は~もにぃ】

〒183-0056 府中市寿町1-1 旧府中グリーンプラザ分館 1階

○ 4 2 - 3 4 0 - 0 2 1 2
 □ ha-moni@utopia. ocn. ne. jp

【御休み処】



【府中市立心身障害者福祉センター「きずな」】〒183-0026 府中市南町5-38

管理係 **8042-360-1313** ⊠ fs_mail@f-sinsyo.jp 地域生活支援センター「み~な」 ☎042-360-1312 ⊠mi-na@f-sinsyo.jp 府中市障害者就労支援センター「み~な」窓042-360-1312 ⊠mi-na@f-sinsyo.jp 機能訓練事業 ⊠kino@f-sinsyo.jp **8042-360-1313** 图042-360-1313... ⊠fs_mail@f-sinsyo.jp 作業生活実習訓練事業所 京王線 中河原駅 至京王八主子 わかば幼稚園 公園 都立多摩職業能力開発センター 交番 鎌倉街道 郵便局 府中市立心身障害者福祉センター 住吉尔学校 「きずな」

【府中市子ども発達支援センターはばたき 児童発達支援部門】(旧あゆの子)

〒183-0025 府中市矢崎町1-12 府中市子ども発達支援センターはばたき内

8042-306-9602

□ jihatu@fsyakyo. or. jp



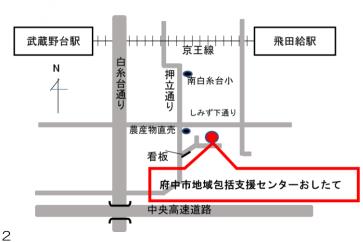
京王線

【府中市地域包括支援センターおしたて】

〒183-0012 府中市押立町2-26-23

图 0 4 2 - 3 6 3 - 1 6 6 1

⊠simizu-sien@fsyakyo.or.jp



2 社会福祉協議会の概要

【概要】

社会福祉協議会は、社会福祉法に位置づけられた民間非営利の団体で、戦後間もない昭和 26年に民間の社会福祉活動を強化するために、全国、都道府県レベルで誕生しました。そ して、ほどなく市区町村へ組織を拡大し、福祉活動への住民参加をすすめながら、現在まで 一貫して地域福祉活動推進の中心的な役割を果たしてきました。

運営の原則は、地域住民、社会福祉関係者等の参加、協力を得て活動することを大きな特長とし、民間組織としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という二つの側面をあわせ持った組織です。

【構成】

社会福祉協議会は、そこで暮らす住民の方々、社会福祉や保健・医療、教育等の関連分野の関係者、さらに、地域社会を形成するさまざまな専門家、団体、機関などから選出された理事、評議員によって構成される理事会及び評議員会と監事及び事務局職員などによって構成されています。

【目的】

住民が抱えているさまざまな生活上の諸問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図り誰もが安心して生活できる「福祉のまちづくり」をすすめています。

【事 業】

住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの支援や社会福祉に関わる公私の関係者、 団体・機関との連携、具体的な福祉サービスの企画立案、各種事業を実施します。

【組織】

社会福祉協議会は、全国の市区町村、都道府県、指定都市及びその全国組織が設置され、そのネットワークにより活動をすすめている団体です。

【沿革】

昭和38年10月 任意団体として府中市社会福祉協議会発足

昭和45年 5月 社会福祉法人認可

平成18年 4月 財団法人府中市民福祉公社と統合

令和6年6月現在に至る



基本理念(当協議会がすすめるまちづくりについて)

気づく・動く・つながる!!みんなが主役!地域で支えあうまちづくり

住民すべての方が、住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、お互いができる 範囲で無理なく支えあうことが必要です。地域の中では、住民一人ひとりが福祉の受け手であ ると同時に担い手でもあります。

第4次地域福祉活動計画「あったか府中 ささえあいプラン」 (令和3年度から令和8年度)では、住民一人ひとりが

- ◎地域の出来事や地域の課題に*「気づく」*
- ◎その解決に向けて地域のみんなで *「動く」*
- ◎地域や、解決すべき機関や人に「つながる」

こうした、実行・実現性のある基本理念を掲げ、住民主体 のまちづくりをすすめます。



■ 地域福祉活動計画とは

1 計画の目的

「気づく・動く・つながる!!みんなが主役!地域で支えあうまちづくり」を基本理念に、住民主体の福祉のまちづくりを実践するため、地域住民が直面しているさまざまな生活課題・福祉課題の解決に向けた民間の活動目標を示すものです。また、その活動目標の達成に向けて、地域で支えあう「互助」を中心に「地域ぐるみの福祉」を推進するための理念と実効性の高いしくみをつくり、活動を実践・推進することを目的としています。

2 計画の位置づけ

府中市が策定する府中市福祉計画と連携し、地域住民の多様な福祉活動を基礎にして、地域住民、当事者、福祉・保健等の関係団体及び事業者などが、それぞれの役割の中で広く協働し、主体的に活動の目標を定めて地域ぐるみで地域の生活課題・福祉課題を解決するための活動を実践・推進していくものとして位置づけています。

計画の重点目標

「基本理念」を基に、重点目標に**「わがまち支えあい協議会の推進」**を掲げ、

具体的な取組の目標そして具体的な取組へとそれぞれの立場から「この課題に対して、<u>私ならどうやって気づいて・どう動き・どこにつなげられるだろうか」</u>と地域のことを考え、この第4次地域福祉活動計画が共に活動するきっかけの一つとなることを目指します。

計画の取組目標

- 1 地域の困りごとに気づき、助け合います
- 2 参加する機会を創出し、人材を育成します
- 3 情報発信や PR を工夫し、参加やつながるきっかけづくりをします

重点目標

取組目標

1地域の困りごとに気づき、助け合います

- ①多様化、複雑化する困りごとへの支援を推進します
- ②地域ぐるみで、認知症の方への支援を推進します
- ③社会的な孤立を抱えた人が地域とつながるきっかけや場所を創出します
- ④潜在的な困りごとの発見、把握に努めます



- ①誰もが活動しやすいきっかけをつくります
- ②地域活動の情報発信と学習機会の充実をはかります



③情報発信やPRを工夫し、参加やつながるきっかけづくりをします

- ①様々なメディアや各種事業を通じた情報発信の方法を工夫します
- ②受け手に配慮した地域活動情報を発信します

第4次地域福祉活動計画 『あったか府中 ささえあいプラン』は、 ふれあい会館などで配布しています ホームページでも公開中!



■ 会員加入

総務係 2042-364-5137

会費は、「気づく・動く・つながる!!みんなが主役!地域で支えあうまちづくり」を進めるための貴重な財源として活用しています。地域を支える財政的サポーターとして一人でも多くの皆さまのご加入をお願いします。

1 年会費(4月1日~翌年3月31日)

【個人会員会費】・・・・・・・300円以上(個人で入会)

【団体会員会費】・・・・・・2,000円以上(自治会・団体・企業・施設等で入会)

※会費に代えて寄付金の取扱いもできます。

2 入会方法

- (1)窓口で入会
 - 府中市社会福祉協議会(府中町1-30 ふれあい会館2階)
 - は~もにい(寿町1-1 旧府中グリーンプラザ分館1階)
 - ・府中市地域包括支援センターおしたて(押立町2-26-23)
 - ・心身障害者福祉センター(南町5-38)
 - 子ども発達支援センター児童発達支援部門(矢崎町1-12)
- (2) 自治会役員等を通じて入会
- (3)郵便振替 口座番号 00120-2-665614 加入者名 社会福祉法人府中市社会福祉協議会
- (4)銀行振込 お問合せください。

■ 財政支援のための寄付

総務係 ☎042-364-5137

皆さまからの寄付が当協議会の福祉事業を進めるための大きな自主財源となっています。 あたたかい善意をお待ちしています。

1 寄付の受付

寄付の受付は、当協議会窓口(ふれあい会館2階、府中市地域包括支援センターおしたて、 心身障害者福祉センター、子ども発達支援センター児童発達支援部門)にお持ちいただくか、 銀行振込にて受け付けています。詳しくはお問合せください。

2 税金の控除について

社会福祉法人への寄付は、所得税や法人税の優遇措置が受けられます。詳しくは、お近くの税務署へお問合せください。

3 組織及び各係の主な業務内容

総務課

▷総務係

☎042-364-5137

普及宣伝(広報紙「ふちゅうの福祉」の編集・発行等)、会員募集、赤い羽根共同募金、歳 末たすけあい運動、ふれあい募金、販売事業、ふれあい会館の管理・運営・会議室の貸出、テ ントの貸出、福祉まつりに関することなど

地域活動推進課

▷まちづくり推進係

2 0 4 2 − 3 6 4 − 5 3 8 2

第4次地域福祉活動計画「あったか府中 ささえあいプラン」の推進、地域福祉コーディネーター・わがまち支えあい協議会の実施

コーディネーター担当 ☎042-334-3040

- ①地域福祉コーディネーターによる困りごと相談並びに住民参加型による在宅福祉助け合い事業、府中市認知症見守り等支援事業、産前産後家事・育児支援事業、居住保証事業など
- ②地域福祉コーディネーターによる相談(個別支援と地域支援)
- ③生活支援コーディネーターによる相談(地域支援)

その他の事業

住宅セーフティネット住まい相談事業、生活福祉資金・応急小口資金の貸付、ハンディキャブの貸出、は~もにい・御休み処の運営

▶府中ボランティアセンター

2 0 4 2 − 3 6 4 − 0 0 8 8

ボランティア相談、ボランティア講座・研修の開催、ボランティアに関する情報の収集・ 提供、福祉教育の推進、災害ボランティアの育成

▶府中ケアサポートセンター (18ページ参照)

☎042−363−1761

介護保険法における居宅介護支援事業、訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業、 障害者総合支援法における居宅介護・同行援護事業、地域生活支援(移動支援)事業など

▶府中市地域包括支援センターおしたで (17ページ参照) ☎042-363-1661 八幡町、清水が丘、押立町、白糸台(4・5・6丁目) (令和6年10月から押立町、車返 団地)に在住の高齢者等の介護保険制度や福祉サービス、権利擁護、虐待などの総合相談、 在宅療養相談支援、府中市認知症初期集中支援事業、介護予防・生活支援サービス事業、介 護予防事業など

■ 権利擁護課

▶権利擁護センターふちゅう (15ページ参照)

▶権利擁護係(28ページ参照)

1 老い支度講座

(1) 対象

市民

(2)内容

ア 老い支度に関する講座

イ 老い支度のための「未来ノート」活用講座

2 未来ノート~わたしの生き方整理帳~

1冊 350 円で販売中

(ホームページから無料でダウンロードできます)



☎042-360-3900

3 介護者の会

(1) 対象

家族を介護している方

(2)内容

お茶を飲みながら介護の悩みや困っていることなどを話し合っています。介護者応援ボランティアが運営しています。どうぞお気軽にご参加ください。

(3) 開催日・開催場所(予約不要)

	日時	場所
介護者の会「此の花」	(令和6年)7/6、9/21、(令和7年)2/15、 3/15、それ以外は第2土曜日 午後1時半~3時半	中央文化センター(府中駅徒歩8分)
介護者の会 「けやき」	(令和7年)3/13、それ以外は第3木曜日 午後1時半~3時半	ふれあい会館 3階会議室
介護者の会 「雲雀」	(令和6年)6/19、(令和7年)2/19、 それ以外は第4水曜日 午後1時半~3時半	男女協働参画センター 「フチュール」 (中河原駅徒歩1分) <u>※センター休館日の場合</u> は変更となります
若年性認知症 介護者の会 「きらきら」	毎月第2金曜日 午後1時半~3時半	ふれあい会館 3階会議室

4 認知症カフェ

もの忘れがあっても、つながって安心!

(1) 対象

市民

(2)内容

集まった皆さんで介護の話や地域の情報交換などをしています。どなたでも参加ができる 和やかな場となっていますので、お気軽にご参加ください。

(3) 開催日 • 開催場所(予約不要)

	日時	場所
「ゆずカフェ」	毎月第2木曜日午後2時~4時	は〜もにぃ (府中駅徒歩1分)

[※]飲み物をご注文ください

5 認知症普及啓発事業(若年性を含めた認知症)

認知症に関わる講演会の開催

府中市立心身障害者福祉センター「きずな」

▷管理係

☎042−360−1313

施設管理・運営、施設の貸出など

▷地域生活支援係

地域生活支援センター「み~な」(20ページ参照) **☎**042-360-1312

相談支援(一般相談、指定特定相談支援、指定障害児相談支援)、講座・講習・勉強会・ 地域交流イベント等の開催、緊急一時入所など

府中市障害者就労支援センター「み~な」(21ページ参照) ☎042-360-1312 障害者就労支援

機能訓練事業(21ページ参照)

☎042-360-1313

理学療法、作業療法、言語療法、心理療法(カウンセリング)など

訪問支援事業(21ページ参照)

☎042-360-1313

▶作業生活実習訓練事業所(21ページ参照)

生活介護事業

府中市子ども発達支援センターはばたき 児童発達支援部門

☎042-306-9602(代表)

▶発達相談・発達支援係(22ページ参照)

発達相談、児童発達支援事業(通園すてっぷ)、グループ支援、個別支援、保育所等訪問支援、保護者支援

▶地域支援・相談支援係(22ページ参照)

関係機関支援、関係機関巡回相談、計画相談など

4 各種相談

ボランティア相談

▶府中ボランティアセンター (2 7 ページ参照)

☎042−364−0088

ボランティア活動をしたい人と、ボランティアの助けを必要としている人を結びつけることは、ボランティアセンターの大切な役割です。ボランティアを必要とする方は、児童から高齢者までさまざまで、活動の場所・回数・内容等も多様です。色々な条件を考慮したうえで、ボランティアの方々に活動を紹介し、依頼にこたえるようにしています。

また、災害ボランティア入門講座や災害ボランティアセンターの設置運営訓練などの事業を 通じ、災害ボランティアの育成を行っています。

場所	府中市府中町1-30 ふれあい会館2階		
±□≡火□±₽₽	月曜日~土曜日 午前9時~午後5時		
相談時間	(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)		

◎相談内容等

- (1) ボランティア活動に関心があり活動してみたい方、又は団体からの相談
- (2) ボランティアの協力を必要としている方、又は団体からの相談
- (3) 福祉やボランティアのことに関心があり、情報を必要としている方からの相談
- (4) ボランティア活動中におけるさまざまな相談など、ボランティアについての相談
- (5) 福祉やボランティアなどに関する情報の提供
- (6) ボランティア活動に必要な資材・会場などの貸出

■ 地域福祉コーディネーターによる相談(個別支援と地域支援)

▷まちづくり推進係コーディネーター担当

2 0 4 2 − 3 3 4 − 3 0 4 0

地域福祉コーディネーターは、制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的 孤立の解消を目的とした一人ひとりに寄り添った生活支援(個別支援)や、地域住民が一人 ひとりの困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出 す支援(地域支援)を行う役割を担っております。

お話をお伺いし解決に向けたお手伝いをします。お気軽にご相談ください。

場所	府中市府中町1-30 ふれあい会館2階	
月曜日~土曜日 午前9時~午後5時		
相談時間	(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)	

【各文化センターでの困りごと相談会】

※予約不要 開催場所等は変更になる場合があります

※字約个姿		
	場所	中央文化センター
中 央	相談時間	毎週月曜日 午前9時15分~11時45分
	ורואיטורו	(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)
	場所	紅葉丘文化センター
紅葉丘	相談時間	毎週月・水・金曜日 午前9時30分~午後4時
	חומהאמסון	(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)
	場所	武蔵台文化センター
武蔵台	相談時間	毎週月・火・金曜日 午前9時30分~午後4時
	חומהאמסון	(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)
	場所	是政文化センター
是 政	相談時間	毎週火・木・金曜日 午前 9 時 30 分~午後4時
	ופועייאים פון	(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)
	場所	新町文化センター
新町	相談時間	毎週月・水・木曜日 午前9時30分~午後4時
		(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)
	場所	白糸台文化センター
白糸台	相談時間	毎週水曜日 午後1時30分~4時
	ופועייאים פון	(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)
	場所	片町文化センター
片 町	相談時間	毎週木曜日 午前9時15分~11時45分
		(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)
	場所	西府文化センター
西府	相談時間	毎週木曜日 午前9時15分~11時45分
	ופועייאופון	(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)
	場所	押立文化センター
押立	相談時間	毎週木曜日 午後1時30分~4時
	行していては	(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)
	場所	四谷文化センター
四谷	相談時間	毎週木曜日 午後1時30分~4時
	ופועייאים פון	(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)
	場所	住吉文化センター
住 吉	相談時間	毎週月・木・金曜日 午前9時30分~午後4時
	行していては	(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)

■ 生活支援コーディネーターによる相談(地域支援)

▷まちづくり推進係コーディネーター担当

☎042-364-5382

生活支援コーディネーターは、年齢や心身の状態によらず参加し続けることができる住民のささえあいの仕組みづくりを、地域住民、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合などの多様な事業主体とつくりあげていく支援を行います。そのために、市内各地域での住民主体の取り組みを府中市全体で考えていく機会(協議会)を作ったり、活動されている方のネットワークの充実に取り組みます。

場所	府中市府中町1-30 ふれあい会館2階
+□=火□=甲	月曜日~土曜日 午前9時~午後5時
相談時間	(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)

■ 住宅セーフティネット住まい相談

▷まちづくり推進係

2 0 4 2 − 3 3 4 − 3 0 4 0

場所	府中市府中町1-30 ふれあい会館2階	
相談時間	月曜日〜金曜日 午前9時〜午後5時 (但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)	
申込み	事前に電話等にて相談日を予約	

(1) 対象

住まい探しにお困りの以下の方等

- 1)高齢者
- ②障害者
- ③子どもを養育している方
- 4低額所得者
- (2)内容
 - ①相談時に、相談シートを元に希望条件等をお聞きします。(30分程度)
 - ②入居を支援する不動産店へ情報提供を行います。
 - ③ご希望に合う物件があれば不動産店へご案内します。
 - ※相談される方の状況等に応じてご自宅等への訪問相談も承ります。



■ 在宅福祉助け合い事業など

▷まちづくり推進係コーディネーター担当

☎042−334−3040

高齢者や心身に障害のある方、子育て世帯に対し、住民参加型による相互扶助(利用会員・協力会員)の精神を生かしたサービスを行う事業です。サービスを利用するには、利用会員として登録が必要です。

協力会員は、社会福祉及び本事業に理解を示し、サービスの提供に協力する方で、ボランティア・協力会員入門研修受講後に登録できます。

	場所	府中市府中町1-30 ふれあい会館2階	
月曜日~土曜日 午前9時~午後5時		月曜日~土曜日 午前9時~午後5時	
	但可可以可可	(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)	
	申込み	電話・来館等でご相談ください	

1 在宅福祉助け合い事業

(1) 対象

市内在住の概ね60歳以上の方、心身に障害のある方、1歳から未就学児でサービスを必要とする方(利用会員)

(2) サービス内容・料金

サービス項目	サービス内容	料金
基本サービス	・職員による相談対応(電話、訪問、来所)	月額 1,000 円 /月・世帯
家事サービス	・協力会員によるサービス 掃除、洗濯、買物・外出代行、食事づくり、話し 相手	〈介護が不要な方〉 1 時間 700 円 (時間外 880 円) 〈介護が必要な方〉
介護サービス	・協力会員によるサービス 散歩・外出介助、通院通所介助、食事介助、排泄 介助、入浴介助	1 時間 900 円 (時間外 1,130 円) ※介護が不要か必要かは当 協議会の基準で判断します
家庭支援サービス	・協力会員によるサービス ペットの世話、庭の手入れ、ゴミ捨て、衣替え、 大掃除	30分350円 (時間外440円)
食事サービス	・委託業者によるサービス ・弁当は次の2種類 さくら・・・1食600kml程度、塩分控えめ けやき・・・一般向け、カロリー制限なし ※かゆ・きざみ食(希望者へ対応)	昼食 700 円 夕食 750 円〜 ※大盛は 50 円増額

生きがいづくり	・会員相互によるグループ活動	4 E 4 500 E
サービス	料理くらぶ 月2回(第2・4水曜日)	1 回 1,500円

・市内に住む、1歳から未就学児へのサービス

	協力会員によるサービス	1時間900円
育児サービス	送迎、外出の付添、見守り、その他育児サービス	(時間外 1,130円)
	中に生じる必要な家事	

(3) サービス利用時間

	月曜日~土曜日 午前9時~午後5時
利用時間	※土曜日・上記以外の時間は(時間外)料金
	※定休日 日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)

2 府中市認知症見守り等支援事業

(1) 対象

認知症の症状があり、所得が 125 万円未満、または生活保護受給世帯の方

(2)内容

見守り、話し相手、散歩の付添い(1回の利用は1~2時間、週2回まで)

(3) 利用料

介護の不要な方は 350 円/1 時間(時間外は 440 円) 介護の必要な方は 450 円/1 時間(時間外は 570 円)

(4) サービス利用時間

	月曜日~土曜日 午前 9 時~午後5時
利用時間	※土曜日・上記以外の時間は(時間外)料金
	※定休日 日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)

3 産前産後家事・育児支援事業

(1) 対象

府中市に住民登録があり、妊娠届を出した妊婦、または1歳未満の単胎児・3歳未満の多胎児を育児中の援助が必要な母または父。

利用にあたっては事前に府中市(ふちゅうママパパ応援隊)への申込みが必要になります。

(2) サービス内容・料金

サービス項目	サービス内容	料金
登 録	コーディネーターによる事前訪問調査 (打合せ)	登録にかかる料金 ・登録料 3,000 円 ・1 時間 200 円 ・1 時間分の応援券*

^{*}応援券とは、申込みをした方に市役所(ふちゅうママパパ応援隊)より送付されます

家事支援	日常家事(食事の準備と片付け、買い物、 掃除、洗濯など)	1 時間 200 円
育児支援	・育児(授乳、おむつ交換、もく浴介助など)・付き添い(健康診査、予防接種など)・兄、姉(未就学児)のお世話、送迎など	(併せて時間数分の 応援券が必要です)

(3) サービス利用時間

	月曜日~土曜日 午前8時~午後6時
利用時間	※定休日 日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)は休み

■ 資金貸付など(31ページ参照)

▷まちづくり推進係生活福祉資金担当

☎042-360-9996

■ 権利擁護など

▶権利擁護センターふちゅう

2 0 4 2 − 3 6 0 − 3 9 0 0

福祉サービスをもっと身近なものに。住み慣れた地域で、安心して住み続けるために皆さんの暮らしを支えます。

場所	府中市府中町1-30 ふれあい会館2階	
相談時間	月曜日~金曜日 午前9時~午後5時	
	(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)	

1 地域福祉権利擁護事業

(1) 対象

物忘れなどの認知症の症状や知的障害・精神障害のある方で、かつ、福祉サービスの利用 を希望する方

(2)方法

専門員が、本人の状況を面談・調査し、その希望と状況に応じた支援計画を作成します。 支援計画や契約内容に合意したら、本人と当協議会とが契約を結びます。契約が成立すると その契約に基づいて、生活支援員が次の支援をします。

(3)支援内容

- ア 福祉サービスの利用援助
- イ 日常的金銭管理サービス
- ウ 書類等預かりサービス
- ※アを基本に、イ・ウのサービスをあわせて利用することができます。

(4)費用

相談や支援計画の作成は無料ですが、利用契約締結後の生活支援員による援助は有料になります。なお、生活保護や前年度住民税非課税世帯は、利用料が免除又は減額される場合もあります。詳しくはお問合せください。

(5) 生活支援員の養成

地域福祉権利事業の担い手を育成するため生活支援員養成講習を実施します。また、市民 後見人を目指す方は、この講習受講が必要です。詳しくは、「ふちゅうの福祉」などでご 案内します。

2 府中市福祉サービス利用者総合支援事業

- (1) 専門相談(福祉サービス利用援助、苦情相談、成年後見制度利用相談など)
- (2) 高齢者及び身体障害者を対象とする府中市福祉サービス利用援助事業 (事業内容は地域福祉権利擁護事業と同じ)
- (3) 弁護士による「ふくし法律相談」
- (4) 苦情対応(調整)
- (5) 広報 周知

地域の関係機関が、権利擁護が必要な市民を必要な制度につないでいけるよう、関係機関向けの研修を実施します。

3 権利擁護センター事業

(1) 市民後見人の養成

地域福祉権利擁護事業生活支援員を対象に市民後見人基礎講習を実施します。 講習修了者を後見活動メンバーとして登録します。

(2) 成年後見人等への支援

成年後見人等からの相談対応、懇談会、情報交換会を開催します。

(3) 成年後見制度利用の支援

市民からの申立て相談支援のほか、成年後見制度普及啓発事業として「講演会」「成年後見制度入門講座」を実施します。詳しくは「広報ふちゅう」及び「ふちゅうの福祉」などでご案内します。

(4)権利擁護センターふちゅう事例検討会の開催 成年後見制度等に係る事例について専門職を交え検討します。

4 法人後見

権利擁護センターふちゅう事例検討会の意見に基づき、当協議会が法人として成年後見人等を受任することがふさわしいと判断される場合、成年後見人等を受任します。

5 利用料等の助成

公的な支援を受けられない市民に対して、成年後見制度申立て費用助成、後見人等の報酬 助成及び地域福祉権利擁護事業利用料を助成します。



6 府中市市民後見人への支援等

後見活動メンバーの資質向上を図るため、研修会等を開催します。また後見活動メンバーが市民後見人として受任する場合、当協議会が成年後見監督人として支援します。

7 あんしん支援事業

ひとり暮らしでも住み慣れた地域で安心して生活できるようお手伝いします。





▶ 高齢者福祉に関する総合相談

▷府中市地域包括支援センターおしたて

2 0 4 2 − 3 6 3 − 1 6 6 1

府中市より委託を受け、八幡町、清水が丘、押立町、白糸台(4・5・6 丁目)(令和6年10月から押立町、車返団地)を担当地域として高齢者やご家族のための総合相談を行っています。介護や暮らしについての心配事、介護保険のことや、福祉サービスを含め、どこに相談をしたらいいか分からない悩み事についての相談窓口です。介護保険、保健福祉サービスの申請代行もします。また、高齢者のいきいきとした生活を支援するための介護予防の取り組みもしています。

場所	府中市押立町2-26-23	
	月曜日~土曜日 午前8時30分~午後5時	
相談時間	祝日、年末は要事前予約	
	(日曜日、1月1日から3日は休館のため電話相談のみ)	

1 総合相談

- (1)介護保険制度や福祉サービスの相談
- (2)介護の対応やポイント、介護用品や福祉用具のことについての相談
- (3) 住宅改修についての相談
- (4) 在宅療養に関する相談
- (5) 認知症に関する相談(40歳以上の市民) など

2 権利擁護

成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止など

3 介護予防

- (1)介護予防事業を行います。
 - ア フレイル予防講習会
 - イ 介護予防講座
 - ウ 地域交流ひろば
 - 工 事業説明会
 - オ 体力測定会 など



(2)要支援1・2に認定された方や、基本チェックリストで事業対象者となった方の「介護 予防ケアプラン」を作成します。

4 地域支援ネットワークの構築

- (1) 高齢者地域支援連絡会の開催
- (2) 府中市認知症サポーター「ささえ隊」の養成
- (3) 家族介護者懇談会及び家族介護者教室の開催
- (4) 災害時要援護者支援業務



5 その他

- (1)介護保険の申請代行
- (2) 福祉保健サービス事業の相談、利用の調整
 - ア 救急通報システム
 - イ 生活援助員派遣
 - ウ 高齢者車いす福祉タクシー
 - 工 日常生活用具貸与・給付事業
 - オ 日常生活用品(おむつ)の助成
 - カ 寝具乾燥サービス
 - キ 認知症高齢者等探索サービス
 - ク 在宅ねたきり高齢者介護者慰労金
 - ケ 認知症緊急ショートステイ
 - コ 府中市高齢者住宅管理業務(管理場所:押立町やすらぎ)
- (3)要介護認定調査 など

■ 居宅介護支援事業などに関する総合相談

▷府中ケアサポートセンター

2 0 4 2 − 3 6 3 − 1 7 6 1

場所	府中市府中町1-30ふれあい会館2階
相談時間	月曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時15分
旧记记记	(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)
申込み	電話・来館等でご相談ください

1 訪問介護事業

府中市内の要介護及び要支援被保険者(以下「利用者」という)への指定訪問介護 事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

利用者が在宅で自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事などの介助その他の生活全般にわたる援助を行っています。

(1) 対象

市内に在住している要介護等認定者、又は要介護等認定申請者

(2) サービス内容

- ア 身体介護中心型(食事介助、入浴(清拭)介助、排泄介助、整容、体位変換など)
- イ 生活援助(調理、買い物、掃除、洗濯など)
- ウ その他のサービス(介護相談など)
- エ 訪問介護計画の作成及び変更
- オ 居宅介護支援事業者等との連絡調整

2 障害福祉サービス事業

利用者が在宅で自立した日常生活を営むことができるように、心身の状況などに応じて、公正中立な立場により総合的かつ効率的に提供します。

(1) 対象

市内に在住している介護給付支給決定者

(2) サービス内容

ア 居宅介護

- 身体介護中心型(食事介護、入浴(清拭)介助、排泄介助、整容、体位変換など)
- ・家事援助(調理、買い物、掃除、洗濯など)
- 通院等介助
- イ 同行援護(視覚障害者に対する外出時における支援)
- ウ 地域生活支援事業(移動支援) 知的・視覚・精神・高次脳・発達の各障害者のある小学生以上の方に対する移動支援 (ガイドヘルプサービス)を行っています。

3 さわやかサービス事業

訪問介護(介護保険法)、居宅介護、地域生活支援の適用外サービスとなる家事援助サービスなどを行っています。

(1)対象

府中ケアサポートセンター訪問介護事業、障害者福祉サービス事業利用者

(2) サービス内容

- ア 通院先での付添い
- イ 同居家族がいる家庭での家事援助
- ウ 日常生活範囲を超える趣味趣向に関わる援助など
- エ 家族不在時等の見守り
- オ その他自立支援に必要な援助





4 居宅介護支援事業

(1) 対象

市内に在住している要介護認定者又は、要介護等認定申請者

- (2) サービス内容
 - ア 福祉サービス等の利用、申請等に関する相談
 - イ 要介護認定の申請、変更、更新等に関する相談

- ウ 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成、変更
- エ 居宅サービス計画(ケアプラン)に基づく介護サービス提供事業者との連絡調整

(3) 利用料

無料(法定代理受領サービス、ご本人の負担はありません)

※府中ケアサポートセンターは、要介護・要支援認定を受けた方、又は申請(予定を含む)をしている方を対象に、 居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、各種サービスを円滑に利用できるようサポートしています。

■ 障害者福祉に関する総合相談

▷府中市立心身障害者福祉センター「きずな」

☎042-360-1313(代表)

昭和56年の国際障害者年を機に、府中市における「心身障害者の文化教養の向上・社会参加と自立」をめざして、心身障害者福祉の増進を目的として、昭和57年に開設しました。

場所	府中市南町5-38
	月・水・金・第1、3土曜日 午前9時~午後5時
利用時間	火•木曜日 午前9時~午後7時
小田田田	(但し、祝日、振替休日、年末年始、日曜日、第2・4土曜日は
	除く)

1 貸出事業等

2 0 4 2 − 3 6 0 − 1 3 1 3

障害のある方及び関係団体などの方々に次に掲げるものを貸出します。なお、事前に 申し込みが必要です。

- (1)施設の貸出(会議室・多目的室)※予約制
- (2) 浴室(リフト付)の貸出。介護者と一緒にご利用ください。※予約制
- (3) プール(屋外)の利用(7月中旬~8月末)。介護者と一緒にご利用ください。
- (4) 印刷機、有料コピーサービス
- (5) 車いす、図書の貸出

2 地域生活支援センター「み~な」

☎042-360-1312

障害のある方やご家族の地域生活を総合的に支援します。

(1)相談支援事業(一般相談、指定特定相談、指定障害児相談)

制度、仕事、日常生活のことなど、何でもお気軽にご相談ください。また、障害者総合支援法に基づくサービス利用の際に必要な「サービス等利用計画」の作成も行います。

(2) 地域活動支援事業

講座、講習などの開催、障害者の当事者相談(ピアカウンセリング)や装具・福祉機器・住宅改善相談、心理相談等の専門相談も行っています。また、講座、講習、勉強会、地域交流イベントなど毎月の催しは、広報紙「ふちゅうの福祉」・ホームページ等でお知らせします。

(3)緊急一時入所事業(登録制)

介護者の病気、冠婚葬祭、事故などにより、一時的に家庭での生活ができない場合に利用でき、派遣ヘルパーが利用者の介護にあたります。利用要件、日数等の制限があります。

※障害者総合支援法が優先されます。

※15歳以上の方は、レスパイト(介護者の休養)利用もできます。

3 府中市障害者就労支援センター「み~な」

☎042-360-1312

職業相談、就労準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援、離職時の調整および離職後の支援をします(登録制)。その他、生活面の支援、就労希望者の掘り起し、障害者雇用に取組む企業への支援も行っています。

4 機能訓練事業

2 0 4 2 − 3 6 0 − 1 3 1 3

病気や事故などにより障害がある方を対象に「家庭」「地域社会」の中で自立していくこと、社会的交流を取り戻すことで、地域社会で暮らしていく自信となるよう幅広く「できること」を広げていく支援をしています。 内容は、理学療法、作業療法、言語療法、心理療法(カウンセリング)のほか、外出や運動などのプログラムを設定、実施しています。府中市基準の利用者負担があります。なお、介護保険第1号被保険者は、利用対象外です。

5 訪問支援事業

☎042-360-1313

社会とのつながりの限られている方を対象に、職員が障害者の自宅に訪問し日中活動や社会参加に向けた活動など、個別に応じた支援プログラムを提供します。

6 作業生活実習訓練事業所(生活介護事業)

2 0 4 2 − 3 6 0 − 1 3 1 3

身体に障害のある方・知的障害のある方などを対象に、集団活動や社会生活の場を提供することにより、個々の地域生活がより充実したものになるよう支援しています。 生活実習部門と作業部門があり、利用者が選択しています。法基準の利用者負担があります。

(1) 生活実習部門

運動・音楽・ストレッチ・工作等、個々に応じて組み立てたプログラムによる活動 (2)作業部門

園芸・陶芸・革細工・紙すき等、作業活動を取り入れたプログラムによる活動

子どもの発達支援に関する相談、療育支援など

▶府中市子ども発達支援センターはばたき 児童発達支援部門(旧「あゆの子」)

☎042-306-9602(代表)

※初回の相談は042-306-9700(府中市が担当する「総合相談」)まで

府中市子ども発達支援センターは、児童発達支援センター機能と教育分野による支援を一体的に行う施設です。発達に関する相談支援と教育が一体となり、要となる「総合相談」を中心とする連携により、18歳までの切れ目のない支援を行います。その中の児童発達支援部門(児童発達支援センター)について府中市社会福祉協議会が委託を受けています。

場所	府中市矢崎町 1-12 府中市子ども発達支援センターはばたき内	
利田性間	月~金曜日 午前9時~午後5時	
利用時間 	(但し、祝日、振替休日、年末年始は除く)	

1 発達相談

発達に関する心配なこと、気になることの対応について一緒に考えます。

2 個別支援・グループ支援

発達相談を経て、必要な療育プログラムを提供しています。

3 児童発達支援事業

児童発達支援すてっぷ(通園型療育施設(定員40名、6クラス))

4 地域生活支援

所属園等との連携支援、保育所等訪問、障害児相談支援など

5 保護者支援

勉強会、懇談会など

6 地域支援

関係機関向け講座、地域講座、関係機関巡回相談など

5 高齢者への支援

■ 住宅セーフティネット住まい相談事業(12ページ参照)

▷まちづくり推進係

☎042-334-3040

居住保証事業

▷まちづくり推進係コーディネーター担当

☎042-334-3040

(1)対象

市内に1年以上居住されている方で次のいずれにも該当する方

- ①65歳以上のひとり暮らし、または高齢者世帯(65歳以上の方を含む60歳以上の方のみの世帯)もしくは身体障害者手帳4級以上、または愛の手帳3度以上の被交付者のいる世帯
- ②住居の賃料などを納入できる見込みのある世帯
- ③申請者の属する世帯以外に2親等以内の親族がいない方
- 4保証人となる知人などがいない方

(2)内容

当協議会が住宅の賃貸借契約上の保証人として家主等に対して賃貸借契約から生じる 債務のうち、滞納家賃3ケ月分までの保証を家主に行います。

ハンディキャブ貸出事業・福祉有償運送事業

▷まちづくり推進係

☎042-364-5382

府中市内在住の高齢者や障害者(児)の方で車いすを使用している歩行困難な方などに、ハンディキャブ(車いす専用輸送車)の貸出及び運転協力者の手配をする福祉有償運送事業を実施しています。

場 所	府中市府中町1-30 ふれあい会館2階
巫	月曜日~土曜日 午前8時30分~午後5時
受付時間	(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)
申込み	事前の利用登録要。予約は利用日の2か月前より受付けます。
中込み	(おひとり1日を1単位として月4単位まで利用可能)

1 ハンディキャブ貸出事業

- (1)貸 出 月曜日~日曜日(※詳しくはお問合せください)
- (2) その他
 - ア 登録の際には、利用者及び運転者の印鑑、障害者手帳又は介護保険証、運転手の運転免許証をお持ちください。
 - イ 利用料は無料です。ただし、燃料代・有料道路代・駐車料金等は利用者負担となります。
 - ウ 運転者及び介護者は、利用者で手配してください。

2 福祉有償運送事業

- (1) 利用時間 月曜日~土曜日 午前8時30分~午後5時
- (2) その他
 - ア 登録の際は利用者の印鑑・障害者手帳又は介護保険証をお持ちください。
 - イ 利用料は無料です。ただし、燃料代として1kmあたり100円、有料道路代、 駐車料金等は利用者の負担となります。
 - ウ 必ず介護者と一緒にご利用ください。

■ 権利擁護など(15ページ参照)

▶権利擁護センターふちゅう

☎042-360-3900

■ 在宅福祉助け合い事業など(13ページ参照)

▷まちづくり推進係コーディネーター担当

☎042-334-3040

■ 高齢者福祉に関する総合相談(17ページ参照)

▷府中市地域包括支援センターおしたて

☎042-363-1661

■ **居宅介護支援事業などに関する総合相談** (18ページ参照)

▷府中ケアサポートセンター

2 0 4 2 − 3 6 3 − 1 7 6 1

6 障害者(児)への支援

■ 障害者就労支援

1「は~もにぃ」

2 0 4 2 − 3 4 0 − 0 2 1 2

ここでは、障害のある方が社会の一員としてより多くの人たちと接しながら共に働くこと を目指しています。

けやき並木に面した「は~もにい」は、市内の福祉作業所の手作り品をお手ごろな価格で 販売しており、食事と本格的なコーヒーもお楽しみいただける所です。

場所	旧府中グリーンプラザ分館 1階(京王線高架下)
営業時間	午前10時~午後6時(ラストオーダー午後5時30分)
営業日	毎週水曜日及び臨時休業日を除く毎日

2「御休み処」

2 0 4 2 − 3 6 5 − 0 8 8 6

障害のある方の職業実習の場として、また誰もが社会の中でいきいきと働き、暮らせるま ちづくりのひとつの拠点として開設されました。

大國魂神社境内にある「御休み処」では、散策の途中の一休みに ぴったりのお飲み物や甘味をお手ごろな価格でお楽しみいただけます。



場所		大國魂神社境内北西角(大鳥居手前西側)
営業時間	4月~9月	午前10時~午後5時30分(ラストオーダ-午後5時15分)
	10月~3月	午前10時~午後5時(ラストオーダー午後4時45分)
営業日		毎週水曜日及び臨時休業日を除く毎日

3 府中市障害者就労支援センター「み~な」(21ページ参照)

2 0 4 2 − 3 6 0 − 1 3 1 2

住宅セーフティネット住まい相談事業(12ページ参照)

▷まちづくり推進係

☎042-334-3040

居住保証事業(22ページ参照)

▷まちづくり推進係コーディネーター担当

☎042−334−3040

■ ハンディキャブ貸出事業・福祉有償運送事業(23ページ参照)

▷まちづくり推進係

☎042-364-5382

在宅福祉助け合い事業など(13ページ参照)

▷まちづくり推進係コーディネーター担当

2 0 4 2 − 3 3 4 − 3 0 4 0

権利擁護など(15ページ参照)

▷権利擁護センターふちゅう

☎042-360-3900

障害福祉サービス事業(19ページ参照)

▷府中ケアサポートセンター

☎042-363-1761

障害者福祉に関する総合相談(20ページ参照)

▶府中市立心身障害者福祉センター「きずな」 ☎042-360-1313 (代表)

地域生活支援事業

▶地域生活支援センター「み~な」(20ページ参照) ☎042-360-1312

■ 生活介護事業

▶作業生活実習訓練事業所(21ページ参照)

2 0 4 2 − 3 6 0 − 1 3 1 3

7 子どもへの支援

■ **発達支援など**(21ページ参照)

▶府中市子ども発達支援センターはばたき 児童発達支援部門(旧「あゆの子」)

☎042-306-9602 (代表)

※初回の相談は042-306-9700(府中市が担当する「総合相談」)まで

■ 在宅福祉助け合い事業など(13ページ参照)

▷まちづくり推進係コーディネーター担当

☎042−334−3040

福祉のまちづくりへの支援 8

■ わがまち支えあい協議会の推進(4ページ参照)

▷まちづくり推進係

☎042-364-5382

地域の課題をより身近なところで発見、共有し解決するしくみとして「わがまち支えあい 協議会を推進しています。

ふれあいいきいきサロン活動の支援

▷まちづくり推進係

2 0 4 2 − 3 6 4 − 5 3 8 2

地域住民が主体となって、地域の高齢者や障害者(児)、子育て中の親子等を対象に身近な 場所で定期的にサロン活動を行っている団体に活動費の一部を助成しています。また、サ ロンの立上げ・運営に関する相談を支援しています。

9 ボランティア活動の推進

■ ボランティア相談

▷府中ボランティアセンター

2 0 4 2 − 3 6 4 − 0 0 8 8

昭和53年1月にボランティア活動の拠点としてボランティアコーナーが発足、その後昭和60年に府中ボランティアセンターが立ち上がりました。住民参加による福祉のまちづくりを推進しており、次の各事業を実施しています。

	場所	府中市府中町1-30 ふれあい会館2階
+□=\v∩±88		月曜日~土曜日 午前9時~午後5時
相談時間	他砂时间	(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)

- (1) ボランティア相談 (10ページ参照)
- (2) ボランティアの育成と支援

ア 講座・研修・交流会の開催

- ・新しくボランティア活動を始めたい方のために入門講座を開催します。(ボランティア・協力会員入門研修)
- 専門的知識を深めたいボランティアのためにボランティア専門講座を開催します。
- 登録ボランティアの懇談会・交流会などを開催します。
- ・出張ボランティア教室を開催します。(学校、サークル、自治会等へ出張してのボランティア教室)

(ア) 学ぶ

- ボランティアってなんだろう?
- ハンディキャップのある方への理解を深めるなど

(イ) 体験する

- 車椅子に乗ってみよう
- 高齢者疑似体験
- ガイドヘルプ体験
- ・ 点字、手話体験など

イ 情報の収集・提供

ボランティア関係の資料を収集し、情報提供しています。また、パンフレットや広報紙等で幅広く福祉に関する情報を市民の皆さまや登録しているボランティアの方々に提供します。

ウ 普及・宣伝

市内の文化センターなどの施設に「まちづくりニュース」やポスター、ちらし、パンフレット等を置きPRに努めています。また、福祉まつりをはじめ、さまざまな催しの際にもPR活動をしています。

エ ボランティア活動の基盤づくり



ボランティアが安心して活動を続けられるように、ボランティア保険・行事保険の加入手続き、ボランティア活動室・録音室の整備、資材・場所の提供などをしています。

オ 活動状況の把握・活動支援

年に一度、ボランティアの実態調査を行うほか、毎年のボランティア活動記録を取り、活動状況を把握します。また、ボランティアグループなどへの活動を支援するため、さまざまな情報提供をしています。

(3) 児童・生徒のボランティア活動普及事業

児童・生徒のボランティア活動普及事業の推進を「ボランティア体験」等の事業と併せて行っているほか「出張ボランティア教室」などを通して、幅広く福祉教育を推進しています。

また、学校の先生を対象に「福祉体験研修会」を開催しています。その他、「児童・生徒のボランティア活動紹介展」などを通じ、各校の活動を市民へ啓発・発表する機会を提供しています。

児童・生徒のボランティア活動普及事業とは、小・中・高等学校を対象に、幼い頃から自発的な形でボランティア活動や社会福祉に親しむ心を育てるための事業です。現在、府中市では、小・中・高等学校など4〇校がボランティア活動普及事業協力校として、学校ぐるみでボランティア活動に取り組んでいます。

(4) 災害ボランティア事業

府中ボランティアセンターは府中市との協定により市内で災害が 発生し被害が出た場合、災害支援の拠点として災害ボランティア センターの立ち上げを担う役目を持っています。

このようなことから、平時より災害ボランティアの入門講座や 災害ボランティアセンターの設置運営訓練のほか、防災の視点で まちを歩く、防災まち歩きの企画など防災・災害ボランティア育成 に関する事業を行っています。



10 関係機関・団体等への支援

■ 地域福祉活動助成金交付事業

▷まちづくり推進係

☎042-364-5382

地域の「支えあい」や「助け合い」といった視点が盛り込まれた活動に対し、活動費の一部を助成しています。

■ 地域包括支援センター推進事業

▷権利擁護係

2 0 4 2 − 3 3 6 − 7 0 5 5

1 府中市地域包括支援センターシステムの管理など

- 2 認知症の正しい理解及び認知症の方とその家族を支える地域づくりに関する普及啓発、「老い支度」並びに「未来ノート」について普及啓発を行います。(8ページ参照)
 - ・認知症に関わる講演会の開催
 - ・老い支度に関する講座の開催
 - 「未来ノート〜私の生き方整理帳〜」の製作、販売
 - 「未来ノート〜私の生き方整理帳〜」活用講座の開催
- 3 認知症の人とその家族を支えるための「介護者の会」の運営支援と、介護者の会をサポートするボランティアの養成を行います。(8ページ参照)
 - 「介護者の会」の運営支援
 - 介護者応援ボランティアの養成
 - 介護者応援ボランティアのフォローアップ講座開催 ※詳しくは、「広報ふちゅう」及び「ふちゅうの福祉」などでご案内します。

11 福祉人材育成事業

■ 養成研修など

▷まちづくり推進係コーディネーター担当

☎042-334-3040

地域の福祉課題、生活課題を自分たちの力で解決できるように、地域福祉リーダー養成研修・地域なんでも相談員養成研修を開催します。

12 貸 出

■ 府中市立ふれあい会館会議室の貸出

▷総務係

☎042-334-3011

市民及び市内の各種団体の自主的な福祉活動に対して場の提供を行い、市民の福祉増進が図られるよう会議室を貸出しています。

「福祉登録団体」が使用する場合は使用料の2分の1を減額する料金で利用できます。 「福祉登録団体」とは福祉活動を行う市内の団体が市役所に申請し、受理されると「福祉 登録団体」として登録されます。



ふれあい会館会議室の一例

場所	府中市府中町1-30 ふれあい会館3階(受付は1階)
使用時間	月曜日〜土曜日 午前9時〜午後9時 (但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)
使用料金	以下の3つの区分に分かれます。 ①市内在住・在勤・在学者 ②福祉登録団体・・・・・・①の半額 ③上記以外の方・・・・・・①の倍額 使用料金については会議室の種類や時間帯により異なりますので、市役所のホームページをご覧になるか、当会館にお問い合わせください。
予約時間	月曜日〜金曜日 午前9時〜午後5時(窓口・電話) (但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く) その他の時間には公共施設予約システムをご利用ください。 (公共施設予約システムの利用手続きについてはお問い合わせください)
予約開始	 ① 「福祉登録団体」・・・・使用日の3か月前 ② 「福祉登録団体」未登録の福祉活動を行う市内の団体・・・・使用日の2か月前 ③ 福祉活動を行う市民・・・・使用日の2か月前 ④ ①~③以外の方・・・・・使用日の1か月前

■ テントの貸出

▷総務係

☎042-364-5137

市内の自治会、社会福祉団体、ボランティアグループなどが開催する行事にテントを無料で貸出しています。

サ イ ズ : 3メートル×3メートル

最大貸出数 : 4張

場所	府中市府中町1-30 ふれあい会館2階
	月曜日~金曜日 午前9時~午後5時
受付・貸出時間	※上記時間以外(土曜日、日曜日、祝日、年末年始、臨時休館
	日等)の貸出は要相談

■ **ハンディキャブ貸出事業** (23ページ参照)

▷まちづくり推進係

☎042-364-5382

■ 車いすの貸出

▷権利擁護係

☎042-336-7055

車いす(標準型・介護型)を貸出しています。但し、介護保険の対象者など、他の制度で対応が可能な方や、介護保険の対象者などで入所・入院中の方は原則として対象外です。 ご利用の際は申請書に必要事項を記入し、お申込みください。利用料は無料です。

台数に限りがありますので、あらかじめお問合せのうえお越しください。地域の各地域包括支援センター及び心身障害者福祉センター等でも同様の貸出しをしています。詳しくは各センターにお問合せください。

場所	府中市府中町1-30 ふれあい会館2階
★ロ≡火□≒担目	月曜日~金曜日 午前9時~午後5時
相談時間	(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)

■ 府中市立心身障害者福祉センター「きずな」での貸出 (20ページ参照)

▷管理係

2 0 4 2 − 3 6 0 − 1 3 1 3

会議室、浴室(リフト付)、車いす、印刷機などを貸出しています。

13 資金貸付など

生活福祉資金貸付事業

▷まちづくり推進係生活福祉資金担当

☎042-360-9996

場所	府中市府中町1-30 ふれあい会館2階
相談時間	月曜日~土曜日 午前9時~午後5時
	(但し、祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日は除く)

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の 貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を 図ることを目的とした社会福祉制度です。

具体的な利用目的がある場合に、該当する資金種類の貸付を行う制度です。

福祉資金

福祉費の資金種類

ア:出産・葬祭に必要な経費 イ:住居の移転に必要な経費

ウ:障害者用自動車の購入に必要な経費 エ:住宅の増改築、補修に必要な経費

オ:福祉用具の購入に必要な経費 カ:負傷や疾病の療養に必要な経費

キ:介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費

ク:災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

ケ:中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費

コ:就職の支度に必要な経費 サ:生業を営むために必要な経費

シ:技能習得に必要な経費 ス:その他日常生活上一時的に必要な経費

教育支援資金

高等学校以上の学校へ進学する際の入学金や学費の貸付を行います。

緊急小口資金

緊急かつ一時的に困窮する世帯の自立を支援するための貸付制度です。

主な資金種類

- ①医療費または介護費を支払ったことなどにより臨時の生活費が必要なとき
- ②火災などの被災によって生活費が必要なとき
- ③初回給与支給までの生活費が必要なとき
- ④年金・失業給付・公的給付などの支給開始までに生活費が必要なときなど
- ⑤その他、詳しくはお問合せください

不動産担保型生活資金

現在お住いの自己所有の不動産(土地・建物)に、将来にわたって住み続けることを希望される低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸付ける制度です。

総合支援資金

失業や収入の減少により日常生活全般に困難を抱えた世帯を対象に、就職活動を行う間の 生活費や一時的な生活再建の費用など(低家賃住宅への転居費用、公共料金など滞納の支 払い費用)生活再建に向けた相談、貸付を行います。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

▷まちづくり推進係生活福祉資金担当

☎042-360-9996

入学準備金・就職準備金

ひとり親家庭の親で、市役所が実施する訓練給付金の支給を受ける方への貸付です。

入学準備金 50万円以内 就職準備金 20万円以内

住宅支援金

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、児童扶養手当を受けている受給者を対象に家賃分の資金を貸付します。

月額 上限4万円 (上限12カ月)

応急小口資金貸付事業

▷まちづくり推進係生活福祉資金担当

☎042-360-9996

病気や冠婚葬祭、災害などによる出費で一時的に生活に困っている、主に次の要件に該当する世帯に貸付けを行います。

- 〇府中市に住民登録もしくは外国人登録後、3ヶ月以上居住している方
- 〇就労している方もしくは就職することが決まっている方
- ○低所得世帯(収入基準については、お問い合せください)
- ○金融機関等からの借入が困難な方
 - ※貸付には基準と条件があり、金額により連帯保証人が必須です。
 - ※貸付上限額5万円です。地域の民生委員が自宅に訪問し面談があります。

(療養費、入学金、就職支度金、冠婚葬祭費など特別な場合は10万円)

※この貸付は、府中市社会福祉協議会にて独自に行っている事業です。 貸付資金の原資は、市民の方からの善意によるものです。

資金についてのご相談の際は以下のことを明らかにした上でお問合せください。

- 1 お金が必要な目的・理由
- 2 世帯の状況(人数、年齢、収入 など)
- 3 住居の状況(持家・賃貸等、住宅ローンの状況・家賃額 など)
- 4 負債の状況(金額、借入先、借入時期、返済の状況 など)
- 5 生活保護の受給の有無



14 募金への協力

赤い羽根共同募金

▷総務係

☎042-364-5137

福祉施設、自治会等の協力を得て、市民の方々に募金の協力をお願いしています。集まった募金は、市内の福祉施設などへの配分や、地震などの被災地支援の為に活用されています。

なお、この募金は寄付金控除が受けられます。

運動期間は 10月から 12月です。



■ 歳末たすけあい運動

▷総務係

2 0 4 2 − 3 6 4 − 5 1 3 7

歳末たすけあい運動によって市民の皆さまからお寄せいただいた募金は、住民によるさま

ざまな地域福祉活動を支援するための資金として活用しています。 なお、この募金は寄付金控除が受けられます。運動期間は 12 月です。

15 行事

福祉まつり(あったか府中ささえあいまつり)

▷総務係

2 0 4 2 − 3 6 4 − 5 1 3 7

「みんなが主役!地域で支えあうまちづくり」をテーマに、わがまち府中の様々な人たちが お互いを知り合う機会とし、更なる交流を深める場として開催します。

場所	府中駅けやき並木通りなど
日 程	チラシ、ポスター、広報紙、ホームページ等でお知らせします

■ 福祉センターまつり

▷管理係

2 0 4 2 − 3 6 0 − 1 3 1 3

「見て・聞いて・感じて」というキャッチフレーズを設け、センターで行っている様々な活動を体験するなど、地域のみなさんに楽しんでもらう場として開催します。

場所	府中市心身障害者福祉センター「きずな」
日程	チラシ、ポスター、広報紙、ホームページ等でお知らせします

16 財政支援等

■ 財政支援のための寄付 (6ページ参照)

▷総務係

2 0 4 2 − 3 6 4 − 5 1 3 7

当協議会では、福祉事業を進めるために、市民の方々からの財政支援として寄付のお願いをしています。なお、この寄付金は寄付金控除が受けられます。

ふれあい募金

▷総務係

2 0 4 2 − 3 6 4 − 5 1 3 7

募金箱を設置している文化センターや店舗、または個人の方にご協力いただいている募金です。募金は地域福祉活動等の財源に充てています。



■ 有料広告の掲載

▷総務係

2 0 4 2 − 3 6 4 − 5 1 3 7

当協議会発行の広報紙「ふちゅうの福祉」へ有料広告を掲載しています。この収益金は「ふちゅうの福祉」発行費用に充てています。

17 苦情申出窓口

■ 「苦情申出窓口」の設置

▷総務係

☎042-364-5137

当協議会で実施する事業の苦情に適切に対応するため社会福祉法第82条<u>(※1)</u>に基づき、苦情申出窓口を設置しています。

1 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けています。なお、第 三者委員に直接苦情を申出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告します。第三者委員は内容を確認し苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは次により行います。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

2 苦情に関する担当者

当協議会における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を次のとおり設置しています。

(1) 総務課

ア 苦情解決責任者

深 美 義 秋 (常務理事(兼)事務局長)

芦 川 伊智郎(地域福祉担当参事)

石 井 省 三(総務課長)

イ 苦情受付担当者

近 藤 丈 真(総務係長)

(2) 地域活動推進課

ア 苦情解決責任者

深 美 義 秋 (常務理事(兼)事務局長)

芦 川 伊智郎(地域福祉担当参事)

石 渡 章 浩(地域活動推進課長)

田 中 研 二 (地域活動推進課長補佐)

イ 苦情受付担当者

和 田 有 美(まちづくり推進係長)

岩 瀬 陽 祐(まちづくり推進係地域福祉コーディネーター担当主査)

花 岡 麻穂子(まちづくり推進係地域福祉コーディネーター担当主査)

中 川 ー 郎(府中ボランティアセンター長)

海 野 収 子(地域包括支援センターおしたてセンター長)

長 部 由樹子(は~もにい サービス管理責任者)

(3) 権利擁護課

ア 苦情解決責任者

深美義秋(常務理事(兼)事務局長)

芦 川 伊智郎(地域福祉担当参事)

中 山 圭 三 (権利擁護課長(兼)権利擁護センターふちゅう副所長)

イ 苦情受付担当者

髙 橋 かおる(権利擁護係長)

(4)心身障害者福祉センター

アー苦情解決責任者

加藤哲康(常務理事(兼)在宅福祉担当参事)

吉 井 康 之(心身障害者福祉センター施設長)

イ 苦情受付担当者

川島純(管理係長)

雨 宮 正 治(作業生活実習訓練係長)

長 﨑 昌 尚(地域生活支援係長)

(5) 府中市子ども発達支援センター 児童発達支援部門

ア 苦情解決責任者

加藤哲康(常務理事(兼)在宅福祉担当参事)

犬 飼 知 子(子ども発達支援センター児童発達支援部門施設長(兼)

地域支援·相談支援係長)

イ 苦情受付担当者

二 上 千帆子(発達相談・発達支援係長)

高 田 裕 子(発達相談・発達支援主査)

服 藤 光 (発達相談・発達支援主査)

佐藤裕美(相談支援専門員)

(6) 第三者委員(連絡は、苦情解決責任者が仲介します。)

佐 藤 ミドリ(学識経験者)

水 越 正 (学識経験者)

菱 沼 幹 男(学識経験者)

※1 社会福祉法第82条「社会福祉事業経営者による苦情解決の責務の明確化」

社会福祉事業の経営者は、常にその提供する福祉サービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならない

18 個人情報の保護に関する方針

▷総務係

2 0 4 2 − 3 6 4 − 5 1 3 7

当協議会は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1 当協議会は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 当協議会は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3 当協議会は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4 当協議会は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報 を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5 当協議会は、個人情報を正確な状況に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6 当協議会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求め る権利を有していることを確認し、これらの申し出があった場合には速やかに対応します。
- 7 当協議会は、個人情報の取り扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8 当協議会は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役員および職

員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。

9 当協議会は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを役員および職員に周知徹底し、確実に実施します。

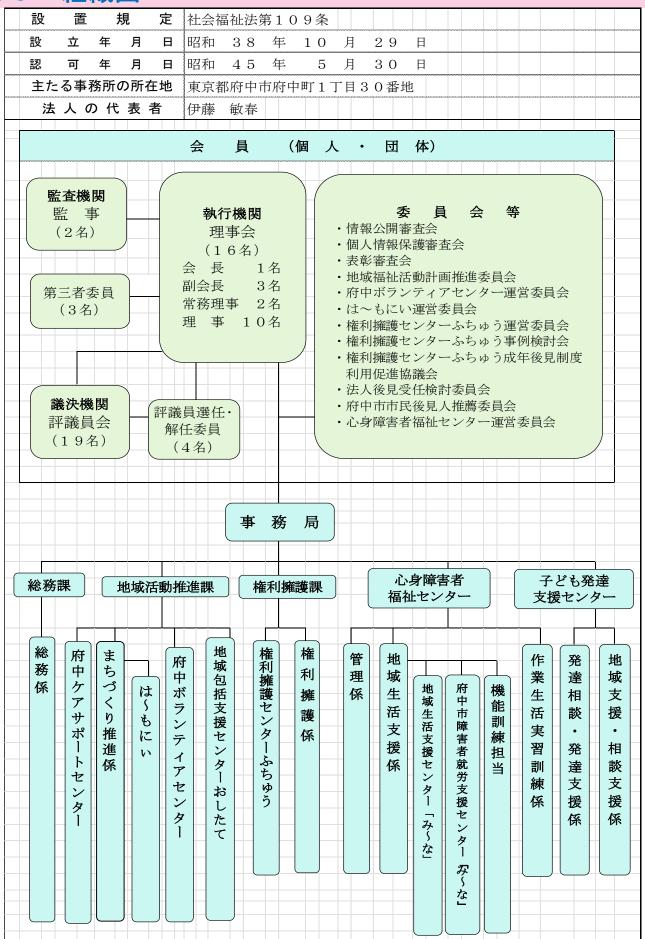
19 情報公開

▷総務係

☎042-364-5137

当協議会は運営の透明性、中立性及び公平性の確保を図るため、情報公開規程を定め、情報公開に努めています。

20 組織図



さくいん



a b c

あったか府中 ささえあいプラン4,5,7	高齢者疑似体験	27
	高齢者車いす福祉タクシー	18
ζý	此の花	8
	困りごと相談	7, 11
生きがいづくりサービス14		
	č	
\$		
	災害ボランティア	7, 10, 28
老い支度8,29	さわやかサービス事業	19
御休み処	産前産後家事・育児支援事業	7, 14
か	l	
介護者の会8, 29	児童・生徒のボランティア活動	28
介護保険	児童発達	
ガイドヘルプ19, 27	市民後見人	
会費	就職準備金	
	住宅支援金	
ද ්	出張ボランティア教室	
e		,
機能訓練	के	
寄付6, 33, 34	•	
教育支援資金 32	すてっぷ	10, 22
居宅介護支援7, 18, 19, 24		
きらきら8	世	
緊急小口資金		
金銭管理15	生活支援員	15, 16
	生活支援コーディネーター	7, 12
け		
-	*	
ケアプラン18, 20	-	
けやき8	総合支援資金	32

	J.	ふくし法律相談	16
	ち	福祉まつり	34
地域たんで キ 相談	29	府中市認知症サポーター	18
	7—7, 10	府中市認知症見守り等支援事業	7, 14
		ふちゅうの福祉	7, 16, 20, 29, 35
地域価値グーク 長級…		不動産担保型生活資金	32
	I C	フレイル	17
入学準備金		læ	
認知症普及啓発事業	9	ボランティア・協力会員入門研修	13, 27
	は	‡	
は~もにぃ	6, 7, 24	<u> </u>	
		まちづくりニュース	27
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, 20, 20, 00	み	
	ひ	未来ノート	
雲雀	8	Ю	
	\$	・デ ゆずカフェ	Q
		19 3 71 / I	······· 9
		de.	
		わ	
福祉登録団体	29, 30	わがまち支えあい協議会	4, 5, 7, 26

令和6年度版

府中市社協の事業紹介

気づく・動く・つながる!! みんなが主役! 地域で支えあうまちづくり





令和6年6月

発行 社会福祉法人 府中市社会福祉協議会 〒183-0055

府中市府中町1-30 ふれあい会館2階 ☎ 042-364-5137(代表)